

児童手当・特例給付現況届について

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により町に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

対象者には、町から6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が受けられなくなりますのでご注意ください。

○提出期限

毎年6月末日（郵送の場合は、6月末日消印有効です。）

※提出が遅れた場合等は、手当の支給日が遅れることがあります。

○提出書類

□全員が必要なもの

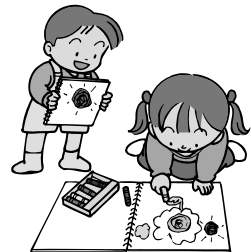
- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者の健康保険証のコピー（国民年金加入の方・年金未加入の方は省略可）

□状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書（原則、基準となる年の1月1日に神崎町に住民登録がない方）
- ・児童の世帯全員の住民票（児童と別居していて、児童の住民登録が神崎町以外にある方）
- ・監護生計同一申立書（児童と別居している方。児童と同居し面倒をみている方の署名が必要です。）
- ・その他（児童の監護状況等により、書類の提出を求めることがあります。）

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎1603



「子育て世帯臨時特例給付金」もあわせてお手続きください！

○対象者 平成27年6月分の児童手当（特例給付を含む）を受給される方

○支給額 児童手当の対象児童1人につき3千円

○申請期間 平成27年6月1日①～8月31日②

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分）

※当日消印・当日窓口受付分まで有効となります。

【申請先】

神崎町保健福祉課（神崎ふれあいプラザ保健福祉館）

○必要書類

申請書（受給者の方に郵送します。）

※公務員の方は児童手当を給付されている所属庁から配布されている、「子育て世帯臨時特例給付金申請書」及び受給者証明証を必ず持参してください。

○確認書類

①公的身分証明書等の写し

②給付金を受け取る口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※「児童手当振込口座への振込を希望」する場合には、確認種類は必要ありません。

※詳細については、申請書に同封のチラシをご覧ください。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎1603

